

桜川市が発注する建設工事における熱中症対策に資する

現場管理費補正試行方針

1 目的

令和7年6月から、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生法が改正され熱中症を生ずるおそれのある作業に対し熱中症対策措置が事業者に義務付けられました。近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し建設現場における熱中症対策に係る経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行する。

2 試行対象工事等

本市発注の工事で、下記(1)～(3)に該当するものを試行対象工事とする。ただし、本試行においては、「営繕積算基準により発注する工事」は対象外とする。なお、施工場所の実情等により、適用が困難な場合については、対象外とすることができるものとする。

(1) 適用範囲

令和7年7月1日以降に公告または指名する工事に適用する。また、令和7年7月1日以降の残工期が60日以上ある工事については、受注者から協議があった場合、発注者と受注者との協議により適用することができるものとする。

(2) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とす

る事ができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

(3) 対象地域

市内全ての地域を対象とする。

3 計測および真夏日率の算出方法

(1) 真夏日の計測方法

1) 本試行に当たり、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。なお、受注者は、計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書(提出しない工事は工事打合せ簿)等に記載し、発注者に提出するものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高 28 度(°C) 以上の場合
環境省が公表している観測地点(下館)の暑さ指数(WBGT)が 28 度(°C) 以上となる日を、真夏日とする。

参照：環境省HP/熱中症予防情報サイト(暑さ指数(WBGT)の実況と予測)

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 31 度(°C) 以上の場合。
水戸地方気象台の日最高気温が 31 度(°C) 以上の日を、真夏日とする。

参照：気象庁HP/各種データ・資料/過去の気象データ検索

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 31 度(°C) 以上の場合。作業時間帯の水戸地方気象台における最高気温が 31 度(°C) 以上、又は環境省が公表している観測地点(水戸)の暑さ指数(WBGT)が 28 度(°C) 以上の場合を、真夏日とする。

2) 休工日(不稼働日)においては、上記 ①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

3)上記①～③によりがたい場合は、発注者と協議することとする。

(2)真夏日の算出方法

上記計測方法により、(3)対象期間中の真夏日を算出 するものとする。なお、通知日以降残工期が 60 日以上（通知日を含む）ある 工事に適用する場合は、適用に係る協議が整った日から工期末の 20 日前（工期 末日を含む）までの期間中の真夏日を算出するものとする。ただし、休工日（不 稼働日）は真夏日に含めないものとする。

(3)対象期間について

対象期間は、原則として工事着手（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等）から工期末の 20 日前（工期末日を含む）までの期間とし、準備期間、休工日（不稼働日）、後片付け期間を含むものとする。なお、工期末が夏季に設定されている工事については、契約変更手続き期間等を踏まえ、発注者と受注者との協議により対象期間を定めることができる。この期間のうち真夏日に当たる日数により現場管理費を補正するものとする。

(4) 計測結果の報告等について

対象期間終了後、受注者は、施工計画書等に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料や購入物、設置状況写真を発注者に提出するものとする。

(5)真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率（※1）} = \text{真夏日} \div \text{対象期間（※2）}$$

※1 真夏日率は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

※2 3(3)の対象期間をさす。ただし、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4 積算方法

(1) 補正方法

(2) 現場環境改善費

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策で計上する。対策の妥当性を確認の上、設計変更する。なお、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上する。現場環境改善費の 50%を上限とする。

(3) 現場管理費

主に作業員への対策（空調服など）に熱中症対策で計上する。対策の妥当性を確認の上、設計変更する。現場管理費の 2%を上限とする。